

デンマーク戦争（1625-29）再考 —国のかたちという視点から—

斉藤 恵太

Rethinking the Danish intervention in the Thirty Years War: The shape of the Early Modern State

Keita SAITO

Accepted November 9, 2022

抄録：本稿は近世における「国のかたち」をめぐる問題と三十年戦争の関わり合いを明らかにすることを目的とする。近年の研究が強調するように、近世の国家は均質で一枚岩のような政体ではなく、多様な地方政体が独自の法や慣習を維持しつつ集塊するパッチワーク状の政体だった。1625～29年のデンマーク戦争と呼ばれる局面は、そうした近世国家の特質を理解するための好例といえる。本稿ではデンマーク王クリスチャン四世が三十年戦争に介入するまでの経緯と戦局の推移、そして帰結を「国のかたち」という視点から再考し、デンマーク王家と神聖ローマ帝国の結びつきやそれぞれの政体の複合的な特質を戦争という具体的な状況と連関させて明らかにした。

索引語：近世ヨーロッパ、三十年戦争、デンマーク戦争、神聖ローマ帝国

Abstract: This study clarifies the relationship between the problems of the ‘shape of the state’ in the early modern period, and the Thirty Years' War. As recent research has emphasized, the early modern state was not a homogenous, monolithic polity but rather a patchwork of diverse local polities maintaining their own laws and customs. The period known as the Danish War of 1625-29 is a good example in understanding these characteristics of early modern states. I reconsider the background of the Danish King Christian IV's intervention in the Thirty Years' War, the course of this decision, and its consequences, from the viewpoint of ‘the shape of the state.’ I also clarify the connection between the Danish royal family and the Holy Roman Empire, and the complexities of each political system in relation to the specific situation of war.

Key Words: Early Modern Europe, Thirty Years War, Denmark, Holy Roman Empire

はじめに

本稿は三十年戦争の全体像の解明に向けた準備的な考察である。1618年から1648年まで続いたこの戦争は、一般的に四つの局面に分けて論じられることが多い。

最初の局面は1618～23年のボヘミア＝プファルツ戦争である。これは神聖ローマ帝国の領邦ボヘミアで、プロテスタント貴族がハプスブルク家によるカトリック中心的な支配に対して蜂起したことに始まり、反乱に与したプファルツ選帝侯らが皇帝に追討されるまでの局面を指す。次の局面はデンマーク戦争で、デンマーク王クリスチャン四世が1625年にプロテスタント陣営に加わって帝国に進軍してから、1629年のリューベック和議で敗退するまでの時期を指す。後述するように、デンマークに与した地域名も付してデンマーク＝ニーダーザクセン戦争と呼ばれることも多い。三つめの局面はスウェーデン戦争である。1630年にスウェーデン王が参戦してから、1635年のプラハ和議で皇帝と大半のプロテスタント諸侯が和解し、外国勢力の追放が掲げられるまでの時期がこれにあたる。最後の局面は1635～48年のスウェーデン＝フランス戦争で、フランス王がスウェーデンに与して参戦してから、ウェストファリア講和条約が締結されるまでの時期を指す。

本稿は以上に概略した三十年戦争のうち、デンマーク戦争を新たな視点から捉え直す。これには次のような研究史上の背景がある。古典的な研究や概説において、三十年戦争はドイツ（神聖ローマ帝国）の宗教的内乱にデンマーク、スウェーデン、フランスといった周辺諸国が介入し、国際戦争に発展したものとされてきた。そうした理解の根底にあるのは、国民国家を所与のものとして歴史を捉えるナショナル・ヒストリーの視点である。これに対して20世紀末以降の研究では、既成の国家間の争いというより「国のかたち」そのものをめぐる争いとして三十年戦争を捉える見方が打ち出されてきた。その代表者がヨハネス・ブルクハルトである。

ブルクハルトによれば、17世紀前半のヨーロッパ各地では、王権が主導権を握って中央集権的な国家を築くのか、あるいは貴族や都市など自治的な地方権力が主体となってより分権的な政体が発展するのかが未確定だった。三十年戦争とは、「国のかたち」をめぐるそうしたせめぎ合いと宗派対立が相乗して勃発し、そこに列強の争いが加わって拡大、長期化したものだという。その際、皇帝や諸王にとっては、単一の君主がヨーロッパ全土を統べる普遍政体も究極の目標としての重要性を失ってはいなかった¹⁾。こうした見方は、三十年戦争を理解するための大枠としてドイツ内外で定着しつつある²⁾。

ところが三十年戦争と「国のかたち」をめぐる議論のなかで、デンマークは看過されてきた。スウェーデンとフランスはそれぞれの名を冠した局面を経て帝国との関わりを深め、強国の地位も確立したのに対し、デンマークは実質的に1625～29年に敗退し、その後は国際政治における影響力も低下したからである³⁾。デンマーク戦争の経緯そのものについてはポール・ロッカーのモノグラフが詳細に論じているが、ブルクハルトの著作をはじめ、三十年戦争の全般的叙述では、むしろデンマーク戦争における皇帝の勝利と傭兵隊長ヴァレンシュタインの軍事的成功、そして帝国における中央集権化の可否が重点的に論じられてきた⁴⁾。

そこで本稿は、デンマーク側に視点を向けてこの局面を再考する。その際、近世国家の複合性にも注目したい。ハラルド・グスタフソンが北欧を例に論じているように、近世の国家は均質で一枚岩の政体ではなく、多様な地方政体が独自の法や慣習を維持しつつ共通の君主を戴く

ことによって集塊するパッチワーク状の政体だった。こうした特質は「礫岩国家」や「複合国家」、「複合君主政」と言い表され、日本でもスウェーデン史の古谷大輔やイギリス史の近藤和彦らがヨーロッパ諸国の比較を交えて議論を深めてきた。また村井誠人は礫岩国家デンマークの変遷を中世から近代までの長いスパンで概観している⁵⁾。本稿はこれら近世国家の複合性という論点も加味しつつ、デンマーク戦争の具体的な文脈のなかで「国のかたち」を浮き彫りにしたい。

1. 北の境域

(1) ホルシュタインとスレースヴィ

デンマーク王クリスチャン四世が北ドイツで皇帝との戦いに加わったのは1625年初夏のことである。しかし、参戦したのはデンマーク王であってデンマーク王ではなかった。これには神聖ローマ帝国の北の境域が持つ特殊な事情が関わっている。

帝国の北限でデンマーク王国と接していたのはホルシュタイン地方である。811年、ユラン半島以北を勢力圏とするデーン人国家とフランク王国の間でアイダ川が境界線として定められ、その南岸は東フランク王国を経て神聖ローマ帝国へと継承されてきた。このアイダ川以南の一带では土地貴族による領主制が発展し、12世紀初頭にかけて伯領が形成される。ホルシュタイン、あるいは現地の低地ドイツ語でホルスティーンと呼ばれる領邦である⁶⁾。

他方でホルシュタインからアイダ川を挟んで北側にはスレースヴィ（独語:シュレースヴィヒ）が広がる。デンマーク王国の最南部であり、南ユトランドとも呼ばれる地方である。12世紀以降、この地方は王国のなかでもスレースヴィ公領という特別な位置を占め、公領内には王領地と貴族の所領、さらに王族に分与された一種の親王領が割拠した⁷⁾。

境域に位置するこれら二つの領邦にとって大きな転機となったのは15世紀である。それまでも同一の君主を戴いたことがあったホルシュタインとスレースヴィの貴族には、アイダ川をまたいで両地域に所領を持つ者も多く、支配層の社会的融合が進んでいた。そして1459年にホルシュタイン伯家が断絶すると、両地域の貴族はデンマーク王を共通の君主として選んだのである。翌年に結ばれたリーベ協定によってホルシュタインとスレースヴィは「永遠に不可分」とされ、デンマーク王がスレースヴィ公とホルシュタイン伯を兼ねるようになった⁸⁾。

こうして神聖ローマ帝国の北の境域では、帝国に属すホルシュタイン伯領とデンマーク王国に属すスレースヴィ公領という二つの領域がそれぞれの帰属を維持したまま合同し、デンマーク王家によって支配されるようになった。さらに1474年にはホルシュタインが皇帝によって「公領」へと格上げされ、デンマーク王は王位と並んで二つの公位を持つようになる⁹⁾。その際、ホルシュタイン公としてのデンマーク王は皇帝の臣下だった。

(2) デンマーク王国の来歴

デンマーク王が国王として支配した領域もまた複雑な歴史的経緯を持つ地域の集合体だった。北欧では、ポーランドやハンガリー、ボヘミアなどの東中欧と同じく10世紀以降により早くキリスト教化が進み、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーの三国がそれぞれ内乱期を経て12世紀にかけてキリスト教国としてのかたちを整えた。そして13世紀には封建化が進む¹⁰⁾。

また北欧でも東中欧と同様、14世紀以降に諸国の離合集散が繰り返された。特に1397年にはデンマーク、スウェーデン、ノルウェーの三王国が合同し、カルマル連合と呼ばれる体制が成立する。三つの王国が同一の君主を戴きつつも独自の法や政治的慣習を維持する複合政体である¹¹⁾。連合を構成する王国はいずれも選挙王制で、選出された王は各国で個別に即位憲章への宣誓をはじめとする統治契約的な儀礼を執り行わねばならなかった¹²⁾。

もともと、カルマル連合内ではデンマークが主導権を握り、次第に連合の行政機能を自国の首都コペンハーゲンに集中するようになった。そのため、他の二国の住民の利害にそぐわない政策も多く、不満が高まったスウェーデンでは1523年に支配層が在地の有力家門からグスタフ・ヴァーサを国王として選出する。これを阻止しようとするデンマーク王権とスウェーデンの間ではその後も戦いが続くが、実質的にこの時点でカルマル連合は解消された¹³⁾。他方、同じ時期のノルウェーでは分離運動が展開せず、むしろデンマーク王国に「州」として組み込まれることになる¹⁴⁾。

こうした歴史的経緯を辿ってきたデンマーク王国は、17世紀初頭の時点で、首都コペンハーゲンのあるシェラン島や、ユラン半島に加え、バルト海のボーンホルム島とゴトランド島、スカンディナ비아半島南端のスコネ地方などを領していた。さらに、もともとノルウェー王国に属したフェロー諸島やアイスランドもデンマーク王権の支配下にあった¹⁵⁾。

(3) オレンボー朝の家門政策

デンマーク王として、さらにスレースヴィ・ホルシュタイン公として北欧と北ドイツにまたがる領域を支配したのはオレンボー家である。デンマークで現在まで続くこの王朝は、1448年にそれまでの王家が断絶した後、縁戚を辿って北ドイツの領邦君主オルデنبルク伯が国王に選出されたことによって始まった¹⁶⁾。オルデنبルクのデンマーク語表記がオレンボーというわけである。

16～17世紀にかけて、オレンボー家には三つの目標があった¹⁷⁾。一つはバルト海の覇権を維持することである。とりわけ分離後のヴァーサ朝スウェーデンとの対立は激しく、1563～70年には北方七年戦争、1611～13年にはカルマル戦争と呼ばれる争いが繰り返された¹⁸⁾。もう一つの目標は商業権益の確保と増大である。デンマークはバルト海と北海の貿易をめぐって中世からハンザ都市と競合し、近世以降は特にノルウェーやアイスランドの交易をめぐってハンブルクと対立していた¹⁹⁾。

三つめの目標は上記の二つと関連している。オレンボー家はデンマーク王位を得た後も帝国諸侯としてのアイデンティティを失わず、北ドイツにおける領域の維持と拡大を図ってきた。キリスト教世界の中心地としての神聖ローマ帝国に諸侯身分と領邦を持つことは、新興国家スウェーデンとの格の違いを強調するうえでも重要だった²⁰⁾。ただし、王家の故地オルデنبルク伯領自体はデンマーク王位獲得に際して分家をもうけて譲渡していたため、代わりに拠点となったのはホルシュタイン公領である。そしてこの領域の南に接する都市ハンブルクに対して、オレンボー家は領邦君主としての宗主権を主張してきた²¹⁾。

デンマーク王家がこれらの目標を追求するうえでは宗教改革も大きな意味を持った。オレンボー家の領域では、まずスレースヴィ・ホルシュタインで統治権を持っていた王子によってルター派が導入され、この王子がカトリックの聖職者や貴族との内乱を制して1536年にクリス

チャン三世としてデンマーク王に即位する。これはルター派の国教化と王権の強化をともなった。耕作可能地のおよそ 3 分の 1 を占めた教会領が没収され、王領地となったのである²²⁾。

デンマークとプロテスタント諸国の間にも強い結びつきがあった。主な紐帯となったのはオレンボー家の姻戚関係である。クリスチャン四世の場合、母はメクレンブルク公家、妻はブランデンブルク選帝侯家の出身で、4 人いた姉妹もそれぞれスコットランド王家、ヴォルフェンビュッテル公家、ゴトープ系オレンボー家、ザクセン選帝侯家に嫁いでいる。いずれもプロテスタントの有力家門である。特に姉のアンナが 1589 年にスコットランド王ジェイムズ六世と結婚したことは大きな意味を持った。ジェイムズは 1603 年にイングランド王となった後も義兄弟のクリスチャン四世と良好な関係を保ち、この王朝的な結びつきが後の同盟関係を補強することになる²³⁾。

ただし、クリスチャン四世は当初からプロテスタント諸国との連携に積極的だったわけではない。1596 年に親政を開始した王は、むしろ同じルター派のスウェーデンとの対決を重視してカルマル戦争を展開し、17 世紀初頭に帝国で宗派对立が激化した後もプロテスタント諸侯やボヘミアの反乱とは距離を置いてきた。状況が変わったのは 1620 年代のことである。カトリック勢のプファルツ追討軍が帝国を西進、北上するのと時を同じくして、デンマークではイエズス会までが活発になりつつあった²⁴⁾。

これらの動向に脅威を覚えたクリスチャンはプロテスタント諸国との提携を模索し始める。他方、周辺諸国ではオランダが同盟者を探していた。1609 年にスペインと結んだ休戦が 1621 年に満期を迎え、戦争が再開したためである。また、イングランド・スコットランド王のジェイムズは帝国の戦争に直接関与することこそ拒んだものの、プファルツ陣営にデンマークを加えようと画策していた²⁵⁾。

こうしたなか、1622～23 年にはティリ伯の率いるカトリック連盟軍が北ドイツにまで軍を進め、プファルツの支援者を駆逐した。そしてその後も撤退せず、ヴェストファーレン地方に駐留し始めたのである。ここにいたってオランダとイングランドが後援を約束したこともあって、クリスチャン四世は帝国におけるプロテスタント陣営の牽引役を担うことにした²⁶⁾。だがこの判断には、北ドイツにおけるオレンボー家の領土的利害も深く関わっていた。

2. デンマーク王家と神聖ローマ帝国

(1) 北ドイツの聖界領

オレンボー家の帝国進出にとって焦点の一つとなったのは聖界領である。もともとホルシュタイン公領が属すニーダーザクセン地方には七つ、隣のヴェストファーレンには五つのカトリック司教領や大司教領があり、それぞれの地方で 4 分の 1 以上の面積を占めていた²⁷⁾。しかし、それらの聖界領でも 16 世紀には宗教改革が浸透し、「世俗化」と呼ばれる過程が進むことになる。これはプロテスタント化とほぼ同義で、二つのパターンがあった²⁸⁾。

一つは聖界領の統治者が改宗し、その支配下にある領域がまるごとプロテスタントの世俗諸侯領となるパターンである。皇帝をはじめとするカトリック側は 1555 年のアウクスブルク宗教和議で特にこのパターンの阻止を図り、司教をはじめとする聖界領の君主が改宗した場合は領

域支配権を失い、新たにカトリックの後継者が選出されることになった。「聖職者に関する留保」と呼ばれる条項である²⁹⁾。ところが、この留保条項には抜け道があった。それが二つ目のパターンである。

よく知られているように、帝国では中世の叙任権闘争を経て、高位聖職者は皇帝の恣意ではなく選挙によって選ばれることになった。司教であれば原理的には司教区の信徒の総意が必要となる。だが実際には聖堂参事会と呼ばれる司祭の団体が選挙を行った。この聖堂参事会は、司教の選出に加え、聖界領の宗務や統治業務でも司教の補佐として機能した³⁰⁾。

ところが16世紀半ば以降、北ドイツの聖界諸邦では聖堂参事会員にもルター派が増える。そうした諸邦では、聖界君主の座が空位になるとプロテスタントが後釜に選ばれた。選出された者は、形式上は司教や大司教、あるいは修道院長ということになるが、当然カトリックの典礼は行なわず、世俗の支配権を行使しつつ宗教改革の後援者となった。「聖職者に関する留保」は在職の聖界君主が改宗した場合だけを対象にしたため、こうしたケースには適用されなかったのである³¹⁾。

こうして帝国では16世紀後半も聖界領の世俗化が進み、その支配権をえた事実上の領邦君主は「管理者：Administrator」と呼ばれた。「管理者」の選挙にはしばしば近隣の有効プロテスタント諸侯が公式・非公式に関わり、その子弟が選出されることが多かった。次男や三男など、家督の相続権を持たない貴族子弟の就職口となったのである。これは司教の主な選出母体である聖堂参事会員にもいえる³²⁾。

クリスチャン四世は1621～24年にかけて賄賂や脅迫、あるいは交渉を通じて北ドイツの世俗化された聖界諸邦の聖堂参事会で影響力を拡大し、1624年までに次男のフレゼリクをフェルデン司教領の「管理者」に、三男のウルリクをシュヴェーリン司教領の「管理者」とすることに成功していた³³⁾。いずれも実質的に領邦君主である。

オレンボー家の北ドイツ進出は帝国諸侯との家門的な紐帯にも支えられていた。特に重要な意味を持ったのは名門ヴェルフ家である³⁴⁾。同家のヴォルフエンビュッテル公フリードリヒ・ウルリヒはクリスチャン四世の姉エリーザベットの息子、つまり甥にあたり、両者は緊密な連携関係にあった。また既に16世紀末以来、ニーダーザクセンとヴェストファーレンではラーツェブルクやオスナブリュック、ミンデンなどの世俗化された司教領がヴェルフ家の手にあったため、北西ドイツの聖界領は同家とオレンボー家が寡占していたことになる³⁵⁾。

ただしドイツにおけるクリスチャン四世の勢力拡大には摩擦も伴った。マクデブルク大司教領を持つブランデンブルク選帝侯家も西への進出を図っていたし、ヴェルフ家内でもツェレ公はオレンボー家と対立関係にあった。何より、オレンボー家内にもゴトープ系の分家という敵対者がいた。上述のように、オレンボー家は王族にスレースヴィ・ホルシュタインを分与し、封臣とすることがあった。ゴトープ家はその慣行から1544年に生まれた分家で、次第に所領を拡大して独立性を高め、本家と対立するようになる。16世紀末にはホルシュタインに隣接するリューベック司教領とブレーメン大司教領もゴトープ家が「管理者」として支配するようになっていた³⁶⁾。

このうちブレーメン大司教領はオレンボー本家にとっても大きな意味を持った。ヴェーザーとエルベの両河口に位置するこの領域を抑えれば、ハンザ都市ブレーメンとハンブルクの水路を抑え、関税を課す可能性が開けたからである。そのためクリスチャン四世はゴトープ家の聖

界領でも影響力の拡大を図り、両家の確執はいよいよ深まった³⁷⁾。

（2）ニーダーザクセン・クライス

クリスチャンの北ドイツ進出にとって、聖界領と並んで重要な足がかりとなったのは帝国クライスである。神聖ローマ帝国では、15世紀末以降の試行錯誤を経て16世紀半ばにクライスと呼ばれる制度が定着した。これはいわば帝国と領邦の中間に位置する地方管区で、最終的に10個のクライスが設けられた。各クライスは小回りがきく中規模の政体として帝国を下支えするようになる³⁸⁾。

多岐に渡ったクライスの任務のなかでも最も重要な意味を持ったのは平和維持である。それぞれのクライスでは軍事指揮権を持つ長官一名と複数の補佐官が選出され、平和が攪乱された場合は彼らの指導下で域内の諸邦が共同で対処した。長官の選出をはじめ、諸邦の合意形成の場となった集会はクライス会議と呼ばれる³⁹⁾。またクライスは対外戦争、特にオスマン帝国に対する防衛を実施するための単位でもあった。皇帝や帝国議会の要請を受けて援軍を派遣する場合はクライスごとに領邦連合軍が編成され、金納の場合はクライス単位で資金が徴収・管理された⁴⁰⁾。

ホルシュタイン公領が属すニーダーザクセン・クライスには諸侯、高位聖職者、都市を含む20程の帝国諸身分が属し、もともとはヴォルフエンビュッテル公とマクデブルク大司教がそれぞれ俗界と聖界の代表として協働で運営を担っていた。16世紀後半にマクデブルク大司教領が世俗化されて以降は、その「管理者」が取り仕切り役を引き継ぐことになる。他方でクライス会議における票は各邦に付帯したため、クライス内に複数の領邦を持つオレンボー家は、ヴェルフ家と並んで審議や決定に大きな影響力を持った⁴¹⁾。

このニーダーザクセン・クライスが戦争初期に志向したのは武装中立である。プロテスタントが多数を占めるニーダーザクセンの帝国諸身分は、1623年にプファルツ陣営の部隊がクライス内に進入し、それを追撃するティリの軍が迫ると、防衛のための兵力を組織した。皇帝と帝国からの要請を受けることなく、クライスが独自の判断で軍を立ち上げたのである。帝国クライスの制度史上、前代未聞のことだった。だが多くの帝国諸身分は皇帝との本格的な敵対を望まず、またクライス長官として軍事指揮権を持ったツェレ公が1624年に辞職したため、クライス軍は実質的に機能しなかった⁴²⁾。

状況が動いたのは1625年のことである。この年の5月、ニーダーザクセンではクリスチャン四世がホルシュタイン公の資格でクライス長官に選出された。クライス内には皇帝への恭順を示す反対勢力も多かったが、クリスチャンはヴォルフエンビュッテル公や、同じく血縁のあるメクレンブルク公、さらに影響下にある聖界諸邦を通じて票を集めることができた⁴³⁾。この長官選出によってクリスチャンは公式に軍事指揮権を獲得し、1万3000人の兵力をクライスの負担で維持できるようになった⁴⁴⁾。

こうして足がかりをえたクリスチャンは「ドイツの自由」、すなわち帝国諸身分の特権としての政治的・宗教的な自立性が脅かされていることを喧伝する。そして1625年6月には、ホルシュタインで募っていた兵力も加えて総勢2万人程の軍とともにエルベ川を渡り、ハーメルンの南方へと進出した⁴⁵⁾。皇帝側の視点から「デンマーク戦争」あるいは「デンマーク＝ニーダーザクセン戦争」と呼ばれる局面の始まりである。

反旗を翻したニーダーザクセン・クライスが、複数の領邦からなる中規模の政体だったという点では、この局面はボヘミア戦争の変奏曲にもみえる。一般的に「ボヘミア」と総称される政体は、正確には狭義のボヘミアとその他四つの領邦からなる連邦的政体で、現世の国王の上にいわば真の君主として共通の守護聖人を戴くことによって永続的な同君連合を形成していた。聖ヴァーツラフの王冠領とも呼ばれる。それら諸邦の集合体は神聖ローマ帝国のなかでも王国格の領域として中世から特権的な地位を占めた。国王選出権が認められていたうえ、クライス制度や税負担等からも除外されていたのである⁴⁶⁾。

ボヘミア戦争は、この王冠領の諸身分が宗派問題を契機にハプスブルク家の国王を廃し、自分たちの招聘した新王のもとで国家を再編しようとした試みといえる。その意味でボヘミア戦争自体もスイスや低地諸邦の反乱を先行例としていた⁴⁷⁾。ニーダーザクセン・クライスもまた一定の国家性を有した中規模の連邦的政体で、それが宗教的・軍事的脅威を背景に防衛の枠組みとして存在感を高め、1625年には従来のクライスの権限を越えて機能した。ホルシュタイン公の資格を持ったとはいえ、域外に本拠を置くクリスチャンが指導者に選ばれた点もボヘミア戦争と似ていなくはない。

他方、聖ヴァーツラフ王冠領では各邦内の諸身分が主体となったのに対し、ニーダーザクセンではあくまで各邦の領邦君主がクライスを構成した点に大きな違いがある。またクライスという政体の正当性は帝国と不可分だった。そしてクライスの制度上、クリスチャンが長官として手にした権限は防衛兵力の運用に限られていた。それにもかかわらずクリスチャンがクライス軍を攻撃的に用いたことに対して、クライス内には反発も大きく、政体としての結束は強くなかった⁴⁸⁾。

いずれにせよ、クリスチャンがニーダーザクセンの軍事指導者となりえたこと自体、帝国国制の開放性を示しているといえる。デンマークに本拠を置くオレンボー家も、ホルシュタイン公の資格を経由することによって合法的に帝国で指導的地位をえることができた。これに対してオレンボー家の敵対者や皇帝陣営は、「デンマーク」による帝国への干渉を非難することになる⁴⁹⁾。

(3) 王と王国のデンマーク

だが「デンマーク」内部にも実は大きな齟齬があった。帝国への進出に積極的だったのはあくまでデンマークの王家であって、王国ではなかったのである⁵⁰⁾。これは国のかたちと関わっていた。

16世紀前半にルター派が国教化されて以降、デンマークではカトリックの聖職者身分が廃され、貴族、市民、農民が諸身分を構成するようになった⁵¹⁾。それらが会する身分制議会は王位の承認において大きな意味を持ったが、会期は不定で、通常は有力貴族からなる王国参事会(Riksråd)が国政を担った⁵²⁾。この王国参事会に集う寡頭支配層にとって、国王は支配者というより共同統治者であり、デンマークの「王国」とは、自分たちが代表する諸身分に他ならなかった。王家と王国は区別され、全体を含意するときは「デンマークの王冠 Danmarks krone」という概念が用いられたのである⁵³⁾。

共同統治者としての国王と王国参事会は、特に外交をめぐる衝突することが多かった。ローカルな既得権益の保全を重視する貴族に比して、王家はより広域的な利害を持ち、リスクのあ

る対外進出にも積極的になる傾向があったからである。それでも歴代のデンマーク王は公式・非公式の交流を通じて貴族からの支持を取りつけ、協働関係を築いてきた。王国の戦争と平和に関わる案件は参事会と協議することが即位憲章で義務づけられていたからである⁵⁴⁾。

国王と王国参事会のこうした関係は、クリスチャン四世の治世期に転機を迎えることになる。ロッカートによれば、クリスチャンは1588年に10歳にして父を失ったため、貴族との交渉や協働の術を先王から実地に学ぶ機会がほとんどなかった。1596年に親政を開始すると、クリスチャンは王国参事会と十分な信頼関係を築かぬまま攻撃的な外交を展開する⁵⁵⁾。

最初に対立が表面化したのはカルマル戦争だった。クリスチャンが国境問題をめぐってスウェーデンとの戦争に踏み切ろうとすると、王国参事会は交渉による解決を求めて反対し、国王への協力を拒否した。だがこの時は最終的に王国参事会が折れて国王に同意し、1613年の和約ではスウェーデンから賠償金も獲得した。デンマーク王にとっては対内的にも対外的にも大きな成功だったといえる。以降、クリスチャンはますます拡張的な政策を展開するようになった⁵⁶⁾。

オレンボー家の北ドイツ進出もこうした文脈に位置づけられる。だが王国参事会は帝国への介入にも反対だった。デンマークの貴族からすれば、聖界領やニーダーザクセンの問題はあくまでオレンボー家の家門的な利害に関わることであり、王国が積極的に関与する理由はなかった。むしろ国王の冒険的な政策によって王国が帝国の紛争に巻き込まれることが危惧されたのである。貴族にとっては、カルマル戦争の復讐を図るスウェーデンの方がよほど大きな脅威だった⁵⁷⁾。

こうして、1625年2月にクリスチャン四世が帝国への軍事介入を提案すると、王国参事会は断固としてこれに反対し、協力を拒否した。今回は王の圧力に参事会も屈せず、結局、クリスチャンは王個人として、またホルシュタイン公としての資格で戦争を始めることになる⁵⁸⁾。

王国の参事会が拒否し続けた戦争協力とは、具体的には資金の拠出を意味した。デンマークの国制上、外交権こそ国王の大権に属したが、国庫は参事会が管理していたのである。王国における税の配分や徴収、あるいは新税の創設に際して、国王は王国参事会の承認と協力を得る必要があった。にもかかわらず、クリスチャン四世が王国参事会と決裂したままで戦争を始めることができたのは、宗教改革後に拡大した王領地や二つの公領という、オレンボー家の家産的な財源があったからである⁵⁹⁾。17世紀までには、これにいわば地理的な恩恵も加わっていた。

スカンディナヴィア半島とその周辺は森と島と水が織り成す世界である。人々の生活は海と河とともにあり、日常の移動や交易、そして戦争にとっても水路が大きな意味を持った。なかでも際立つのが北海とバルト海を結ぶエーアソン海峡である。この海峡の最も狭いところは幅が4キロ程しかなく、シェラン島とその対岸のスコーネ地方を領したデンマークは、通航を管制するのに絶好の位置を占めた。そして1429年以降、王家はヘルシンエアに関所を設けて海峡通航税を徴収するようになる⁶⁰⁾。

ただし、エーアソン海峡が重要性を高めたのは16世紀以降のことである。海峡自体は狭いわりに水深があって外洋船の航行にも適したが、ルート的一端をなすユラン半島北部の海域が難所だった。水深が浅くて砂州も多かったうえ、風が強かったのである。そのため中世までは、ユラン半島の付け根にあたる60キロほどの内陸部を横断するルートが北海とバルト海を結ぶ交易路として繁栄した。ハンザの盟主リューベックやハンブルクが港市として発展したのは、この内陸路の東西で商品積み換えの拠点として重要な位置を占めたからである⁶¹⁾。

しかし16世紀までには、造船と操船の技術改良によってエーアソン海峡経由での往還が以前

より容易になり、ホラントをはじめとする低地地方の船がバルト海貿易に進出した。そして 16 世紀後半までには、ポーランドやプロイセンなどバルト海南岸の穀物や木材を海路だけで北海方面へ輸送するルートが優勢になっていく。それはオランダ連邦共和国が成長し、北海・バルト海貿易を独占していく過程でもあった⁶²⁾。

こうして北海とバルト海を往還する船が増えると、エーアソン海峡からの収入も増えていった。そして通航税の徴収権はデンマークの王国ではなく王家の家産に属したため、クリスチャン四世は王国参事会の承認を得ずに独断でその収入の用途を決めることができたのである⁶³⁾。1625 年の初夏に北ドイツに展開した兵力は、この通航税収入を含むオレンボー家の家産とニーダーザクセン・クライスからの資金によってドイツで募られた傭兵軍だった。財源、あるいは兵の出身地という点でも、デンマークの王国はこの時点でほとんど戦争に関与していなかったといえる⁶⁴⁾。

3. デンマーク戦争の展開と帰結

(1) 反ハプスブルク陣営の動向—イングランドとの同盟

クリスチャンが北ドイツで攻勢に出たのと同じ頃、反皇帝陣営にも大きな変化があった。イングランドが攻撃的な外交に転じたのである。

ジェイムズ一世はもともと王太子とスペイン王女の結婚を通じたハプスブルク家との関係改善や、交渉によるプファルツの原状回復を図ってきた。しかしスペイン側にその意思はなく、ねらいはむしろ結婚交渉を長引かせることでイングランドを戦局外におくことにあった⁶⁵⁾。1623 年にマドリードでの不毛な交渉を経てこれに気づいたイングランド側は方針を転換し、フランスへの歩み寄りや反ハプスブルク同盟の結成に向けて舵を切る。

度重なる交渉を経て、1624 年末に王太子チャールズとフランス王女アンリエッタ・マリアが結婚し、英仏の同盟が成立した。そして 1625 年 1 月には 1 万 2000 人のイングランド兵が大陸に渡る。しかし、ジェイムズは依然として本格的な戦争を望まなかったため、マンスフェルト伯の指揮下におかれたこの一団は明確な目的を与えられず、結局、駐留先のオランダで兵站不足と疫病によって自壊することになる。また、同盟者のフランスは既に北イタリアのヴァルテッリーナでスペインと交戦中だったうえ、国内でユグノーとの戦いが進行中だったため、ドイツに軍事介入する余裕はなかった⁶⁶⁾。

状況が再び動き始めたのは 1625 年 3 月以降のことである。父王の死にともなって即位したチャールズ一世は、寵臣バッキンガム公とともにハプスブルク家との戦いに本腰を入れた。同年 10 月にはイングランド艦隊がスペインの港町カディスを攻撃し、大陸ではマンスフェルト指揮下の残存兵力にドイツやフランス、オランダで募られた兵が加わり、クリスチャンの軍に合流した⁶⁷⁾。

さらに同年末にはハーグで反ハプスブルク陣営の会議が開かれ、イングランドはオランダとともにデンマークへの資金援助を改めて約束する⁶⁸⁾。これによって資金繰りの見込みがついたクリスチャン四世は、バーデン辺境伯らプファルツ陣営の軍資金を肩代わりし、軍の立て直しを促すことができた。翌 1626 年を通じてさらに 8000 人程の兵力がブリテン諸島から大陸に渡り、

これらの陣営に加わることになる。また東からはトランシルヴァニア侯ベトレン・ガボールも攻勢に加わろうとしていた⁶⁹⁾。

（2）皇帝軍の北上と艦隊計画

1625 年は皇帝陣営にとっても大きな転機となった。それまでプファルツ勢の追討をバイエルン公に委ねていた皇帝が、直属軍を立ち上げたのである。

1620 年代半ばにかけてのデンマーク王とニーダーザクセン・クライスの動きは皇帝側も察知していた。特にバイエルン公マクシミリアンは強い警戒心を持ち、今後の情勢に対処するためには既存のカトリック連盟の軍に加えて皇帝の直属軍を新たに編成する必要があるとウィーンに要請した。皇帝フェルディナント二世は財政難を理由にこれを先送りしてきたが、1625 年春にはヴァレンシュタインの資金援助を受けて軍の設立へと踏み切った。こうして新設された 2 万 5000 人程の皇帝軍が、同年初夏には北ドイツへと向かっていた⁷⁰⁾。

小競り合いを経て戦局が動いたのは 1626 年のことである。この年の 4 月、まずヴァレンシュタインの皇帝軍がデッサウの戦いでマンスフェルト軍を破った。さらに 8 月にはティリのカトリック同盟軍がルッターの戦いでクリスチャンを潰走させる。兵力の大半を失ったクリスチャンはユラン半島方面へ逃れ、マンスフェルトは軍の残余を率いて東へ向かった。しかし、ヴァレンシュタインによる陽動もあってマンスフェルトはベトレンと合流できず、途上で病没することになる。他方、北ドイツでは 1627 年にヴァレンシュタインとティリの連合軍がホルシュタイン公領を攻め上がってデンマーク王国内へと進攻し、ユラン半島の全域を占領した。クリスチャンはコペンハーゲンのあるシェラン島まで退却せざるをえなかった⁷¹⁾。

1627 年の戦局は、皇帝陣営からすればデンマークの王家と王国の区別が意味を持たなかったことを如実に示している。いまやスレースヴィ以北の王国本土が戦場となるに至って、王国参事会はクリスチャン四世に和平を要求した。しかし王はこれを無視する。戦争を始めた王家の名誉がかかっていたうえ、皇帝がこのまま北ドイツで地歩を固めれば、バルト海の安全保障にとって新たな脅威を意味した。実際、皇帝陣営はシェラン島攻略に向け、占領下のいくつかの港町で船の調達にかかっていた⁷²⁾。

皇帝のバルト海進出にはスペインの利害も絡んでいた。北海・バルト海におけるオランダ通商網の打破と海上優勢の獲得はスペインの長年の目標だったからである。その実現に向け、フェリペ四世の寵臣オリバーレスは既に 1620 年代の前半から北洋艦隊の設立を構想し、オランダの商敵ハンザを陣営に引き込もうとしていた。スペイン政府は皇帝からの委任も取りつけ、ヴァレンシュタインの軍事的成功も艦隊計画を後押しするかに見えた⁷³⁾。

しかし、船の供与をめぐるハンザとの交渉は難航する。プロテスタントのハンザ諸都市ではスペインや皇帝への不信と反感が強かったうえ、デンマークとスウェーデンからの報復圧力もあった。1627 年末の時点で、皇帝軍の占領下にあった都市ヴィスマールさえ一隻の船も供与しておらず、リューベックで翌年にかけて開かれた会議では結論が先延ばしにされた⁷⁴⁾。

皇帝の艦隊計画が最終的に頓挫したのは 1628 年のことである。同年 2 月、ヴァレンシュタインが「大西洋とバルト海の提督」に任命され、スペインはもとより、バルト海東部の要港を有するポーランド王ジグムント三世にも協力要請が出された。ハンザ諸都市にも改めて艦船の供与が求められる。これに対してシュトラールズントが反抗する動きを見せたため、ヴァレンシュ

タインは他のハンザ都市への示威を兼ねて7月にこの海港都市を総攻撃した。ところが、皇帝軍は入江と島々からなる天然の要害を攻略することができず、他のハンザ都市からの協力も低調なままだった⁷⁵⁾。

(3) デンマーク戦争の帰結—王国の岐路

いまや双方が手詰まりとなるに及んで、両陣営間では和平交渉が持たれた。その帰結が1629年6月のリューベック和議である。ヴァレンシュタインが皇帝の全権委任となったこの和議によって、クリスチャン四世は今後の帝国への不介入を約束し、代わりに皇帝軍の占領下にあった領域はオレンボ一家に返還された。もともと1627年9月の時点では皇帝側がホルシュタイン公領の完全放棄を要求していたことに比べれば、クリスチャンにとって奇跡的な好条件だったといえる⁷⁶⁾。

ヴァレンシュタインが大幅に譲歩してでも和平を急いだのには理由があった。デンマークとスウェーデンが歩み寄る気配を見せていたのである。ハプスブルク家のバルト海進出という新たな脅威に対して、両国の間では1628年春に防衛協定が結ばれた。そして実際に同年7月のシュトラールズント攻防戦ではデンマークとスウェーデンが援軍を送って共闘し、都市の防衛に大きく寄与していたのである。両国を同時に敵に回して戦争を続けるよりは早期の講和が得策に思われた⁷⁷⁾。

穏当な条件で戦争を終えられたとはいえ、デンマークが失ったものも大きかった。戦火に見舞われたユラン半島が荒廃しただけではない。約束された外国からの資金援助は不十分で、王家の財源は早くに枯渇した。5年に渡る戦役の後半には、将来の歳入を元手とする信用借りで戦費の大半を賄う状態に陥っていたのである。クリスチャンが資金繰りのために海峡税を上げたことはオランダとの関係悪化も招いた。北欧の雄としてのデンマークの地位はこの時期を境に揺らぎ、以降はスウェーデンが本格的に台頭していくことになる⁷⁸⁾。

内政的にもこの戦役は転機となった。国王と王国参事会の関係が決定的に悪化したのである。参事会は王の無謀な冒険が国難を招いたと非難し、逆に王政府は参事会が足を引っ張ったがために戦争に負けたと考えていた。たしかに王国参事会も国土が皇帝軍の直接的な脅威に晒されてからは戦争への協力に踏み切った。しかしそれは参事会が王の財政支出を組織的に監視するという条件つきであり、戦争が終わる頃には、両者はパートナーというより敵対者のような陰悪な関係になっていた。そうした対立は、1630～40年代にかけて王権の後退と貴族の台頭というかたちでピークを迎える⁷⁹⁾。

他方で1625～29年の戦役以降、デンマークでは議会がそれまでよりも頻繁に開かれるようになった。1627年、クリスチャン四世はその治世においてはじめて王国議회를召集した。王国参事会を迂回して他の諸身分から課税承認を得るためである。全体会として開かれるのは実に60年ぶりのことだった⁸⁰⁾。これに先立って、クリスチャンは上層市民や新興貴族など、王国参事会に集う旧来の貴族とは異なる支配層と個人的な結びつきを強化し、支持者を増やしていた。これら王党派の人々は王政府の人事や王族との婚姻等を通じて国王と恩顧関係にあり、1627～45年の間に4回にわたって召集された議会では王権にとって都合の良い決議に票を投じることになる⁸¹⁾。

おわりに

以上で見てきたように、1625～29年のデンマーク戦争は、近世における「国のかたち」をよく示している。最後に重要な点をまとめよう。

まずデンマーク王クリスチャン四世が支配した領域は狭義のデンマーク王国に限らず、神聖ローマ帝国の北辺に位置するホルシュタイン公領を含んでいた。その限りでデンマーク王は帝国諸侯ホルシュタイン公でもあり、クライス制度を経由することによって合法的に帝国内で勢力を伸ばすことができた。また、デンマーク王の息子たちが北ドイツの聖界諸邦で領邦君主の地位を得たことや、ヴェルフ家をはじめとする有力家門との姻戚関係もオレンボー家の帝国進出を下支えした。制度的にも社会的にも、デンマーク王家は帝国と深く結びついていた。

他方で、デンマークの有力貴族からなる王国参事会はオレンボー家の君主とは異なる利害を持っていた。王国参事会は王家の対外拡張路線、特にリスクと財政負担の大きい戦争に否定的で、北ドイツへの進出にも反対の立場をとっていた。そのため、1625年から始まったクリスチャン四世の軍事介入は王国からの財政的援助を得られず、エーアソン海峡の通航税をはじめとする王家の家産や、ニーダーザクセン・クライスから拠出された資金によって賄われた。

ところが、こうしたデンマーク側の不一致は皇帝陣営にとっては意味を持たなかった。クリスチャン四世を打ち破った皇帝軍は1627年にユラン半島北部のデンマーク王国内に侵攻し、ここに至って王国参事会も国王との協力に踏み切った。しかし、王と参事会の関係はこの戦争を機に決定的に悪化する。以降、王は王国参事会を経由せずに支配層、特に新興の市民層との合意形成を図るために議会をそれまでより多く開催するようになった。

最後に三十年戦争以降の展開を視野におさめるならば、デンマークではこの戦争、とりわけ1625～29年の局面を経て、財政の重点が国王の家産から王国の税収入へと移り、いわゆる租税国家への転換が進んでいくことになる⁸²⁾。その際、議会で存在感を増した王党派の市民層は、三十年戦争後も王権との結びつきを強め、国王による主導権獲得を下支えすることになる。彼らは1660年の議会では選挙王制から世襲王制への政体変更すら提案した。デンマーク史で「政変」と呼ばれ、いわゆる絶対王政への転換をもたらしたとされる出来事である⁸³⁾。ロッカートが指摘するように、1648年に没したクリスチャン四世自身は絶対王政を目指したわけではなかった。しかし長期的にみれば、三十年戦争への介入は少なくとも間接的にそうした変化を促す要因の一つになったといえる⁸⁴⁾。

もとより、本稿は三十年戦争を主な研究対象とする筆者が、その全体像の解明に向けて組んだ準備的な考察である。本稿が示したデンマークの「国のかたち」は甚だ概括的で、欠落や不正確な点もあるかもしれない。それらを補完するかたちでより専門的な研究が現れることを願う。

注

- 1) Burkhardt (1992); Burkhardt (2018). ブルクハルトの論点は Burkhardt (1994) に要約されている。
- 2) 日本での受容については以下を参照. ブルクハルト (2009); 渋谷 (2010); 皆川 (2009).

- 3) 日本の北欧史研究でもデンマークよりは「大国時代」のスウェーデンが注目を集めてきたように思われる。例えば、古谷 (1996), p. 53; 入江 (2005), pp. 3-16. 以下の文献案内も参照。百瀬ほか編 (1998), pp. 54-55.
- 4) 例えば Burkhardt (2018) では、デンマーク戦争に関する章のタイトルが「ヴァレンシュタイン」で、目次を開いても「デンマーク」という言葉がそもそもない。同書 pp. 111-124 も参照。クリスチャン四世の政策とデンマーク戦争の経緯については、Lockhart (1996) (2014). この時期のデンマークの軍事財政については、Petersen (1982).
- 5) グスタフソン (2016) pp. 88 ; 古谷・近藤編 (2016) pp. 3-20 ; 佐々木・古谷 (2015) pp. 58-68 ; 村井 (2020), pp. 15-19. スウェーデンについては以下も参照。入江 (2018), pp. 45-46.
- 6) Bohn (2006), pp. 17-24 ; 村井 (2020), pp. 15-21 ; 衣笠 (2020), pp. 339-342.
- 7) Bohn (2006), pp. 14-17 ; 村井 (2020) pp. 17-18 ; 百瀬ほか編 (1998), p. 60.
- 8) Bohn (2006), pp. 24-28 ; 小澤 (2009), pp. 43-44 ; 村井 (2020), p. 18.
- 9) 村井 (2020), pp. 18-19.
- 10) 小澤 (2009), pp. 33-34, 53 ; 百瀬ほか編 (1998), pp. 71-73.
- 11) 小澤 (2009), pp. 41-43 ; 百瀬ほか編 (1998), p. 108 ; グスタフソン (2016), pp. 90-92.
- 12) Frost (2015), p. 391 ; Oakley (1992), p. 13.
- 13) グスタフソン (2016), p. 91-92 ; 小澤 (2009), pp. 42-46 ; 百瀬ほか編 (1998), pp. 109-114.
- 14) ノルウェーについては、グスタフソン (2016), p. 96 ; 百瀬ほか編 (1998), p. 118, 135.
- 15) Lockhart (2014), p. 66 ; 小澤 (2009), p. 20.
- 16) 小澤, 2009, pp. 39-44 ; 百瀬ほか編, 1998, p. 112 ; 村井, 2020, p. 18.
- 17) オレンボー家の目標については以下を参照。Lockhart, 2015, p. 66; Wilson, 2010a, p. 176.
- 18) 北方七年戦争とカルマル戦争は、百瀬ほか編 (1998), pp. 140-142 ; Lockhart (1996), p. 67.
- 19) クリスチャンは 1617 年にエルベ河口に新都市グリュックシュタットを建設し、ハンブルクの交易に掣肘を加えようとしている。Lockhart (2014), pp. 66-67 ; Wilson (2010a), pp. 177, 387.
- 20) Wilson (2010a), pp. 175-176 ; Lockhart (2014), p. 66. スウェーデンの視点に立つ次の論考も示唆に富む。入江, 2018, pp. 46-47, 53-54.
- 21) 実際には、ハンブルクは既に 1460 年に帝国の直属都市として認められており、帝国最高法院はデンマーク側の主張を 1618 年の判決で退けている。Wilson (2010a), p. 177 ; Lockhart (2014), p. 67 ; Köbler (2019), p. 249.
- 22) 先王フレゼリクス一世も宗教改革を密かに支援していた。百瀬ほか編 (1998), pp. 132-135.
- 23) Lockhart (1996), p. 57, 75 ; Wilson (2010a), p. 175. オレンボー家とスチュアート家とのつながりについては、近藤 (2013), p. 111 も参照.
- 24) Lockhart (2014), p. 68.
- 25) 1613 年以来、プファルツ選帝侯フリードリヒ五世はジェイムズの娘婿でもあったが、平和的な調停者の立場を模索するジェイムズと、ボヘミア王位を獲得して戦乱の口火を切ったフリードリヒの間には確執があり、ジェイムズは軍事支援を拒否していた。Lockhart (2014), p. 68 ; Lockhart (1996), p. 60.

- 26) 既に 1621 年 3 月にはデンマーク王が主催者となって英蘭および帝国のプロテスタント諸侯も参加してゼーゲベルクで会議が開かれたが、具体的な同盟の結成には至らなかった。Lockhart (2014), p. 68 ; Wilson, (2010a), pp. 386-387, 391 ; Parker (1997), p. 69 ; 鎌田 (2005), p. 38.
- 27) ニーダーザクセンとヴェストファーレンの聖界領とその面積は, Wilson (2010a), p. 385.
- 28) 世俗化のパターンについては, ウィルスン (2005), pp. 101-102.
- 29) 成瀬ほか編 (1996), pp. 465, 469, 473.
- 30) Wilson (2016), p. 93 ; ウィルスン (2005), p. 100 ; 成瀬ほか編 (1996), p. 204.
- 31) ウィルスン (2005), pp. 101-102 ; 成瀬ほか編 (1996), pp. 469-470.
- 32) Wilson (2016), p. 93 ; ウィルスン (2005), p. 102.
- 33) Lockhart (2014), pp. 67-68 ; Wilson (2010a), pp. 175-177, 386.
- 34) オレンボー家とヴェルフ家との関係については, Ziegler (1995) ; Wilson (2010a), p. 177.
- 35) 鎌田 (2005), p. 30 ; Wilson (2010a), pp. 176-177.
- 36) Wilson (2010a), p. 386 ; Lockhart (2014), p. 68. ゴトープ系オレンボー家については以下を参照。村井 (2020), p. 19 ; Wilson (2010a), pp. 177, 387 ; 衣笠 (2020), p. 345.
- 37) Wilson (2010a), pp. 176-177 ; カービーほか (2011), p. 177.
- 38) 各クライスの地理的範囲や組織形態は最終的に 1555 年の帝国議会決議で定められた。山本 (1995), pp. 47, 196 ; ウィルスン (2005), pp. 79, 93-95 ; 鎌田 (2005), p. 28.
- 39) 帝国議会と違ってクライス会議では伯など弱小の帝国諸身分も選帝侯や諸侯と等しい投票権を持った。そのためクライスは弱小領邦の利害を守るための枠組みとして機能する可能性を持ったが、議決に従わない領邦に対する強制力は持たなかった。山本 (1995), pp. 198-199 ; ウィルスン (2005), p. 94-97 ; 皆川 (2009), p. 6.
- 40) クライスの組織と機能については, 山本 (1995), pp. 92, 112, 180-182, 198, 200 ; ウィルスン (2005), pp. 86-96 ; 鎌田 (2005), p. 37.
- 41) ニーダーザクセンの組織は, 鎌田 (2005), p. 30 ; Gittel (1996), pp. 347-351.
- 42) 武装中立をめぐる経緯は, 鎌田 (2005), pp. 37-38 ; Wilson (2010a), p. 388.
- 43) 長官選出の経緯は, Schulze, (2018), pp. 353-358 ; Gittel, (1996), p. 150. ; Wilson (2010a), p. 387.
- 44) Wilson (2010a), p. 388 ; Lockhart, (1996), pp. 125-130 ; 鎌田 (2005), p. 38.
- 45) Parker (1997), p. 67 ; Lockhart (1996), p. 125-127 ; Wilson (2010a), pp. 388-390.
- 46) 帝国の他の領邦で君主家門が断絶した場合は, 原則的に皇帝が最高封主として次の君主を選び, 授封する大権を持った。これと対照的に, 聖ヴァーツラフの王冠領ではボヘミアの諸身分が国王選出権を持ち, 皇帝がそれを追認した。このことは同時に, 王冠諸邦内ではボヘミアが特権的な地位を占めたことを意味する。Pánek (2005), pp. 169-173.
- 47) 低地諸邦の反乱については, 桜田 (1992) ; 川口 (1995), ボヘミア戦争については, 市川 (2012) ; 薩摩 (2011)。これらの比較については Burkhardt (2018), pp. 93-100 も参照。
- 48) 鎌田 (2005), p. 38 ; Wilson (2010a), p. 388.
- 49) ニーダーザクセンの帝国諸身分も多かれ少なかれクリスチャンを外部の君主とみなしており, 長官選挙でも当初は甥のブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンビュッテル公フリードリヒ・

- ウルリヒを選出していた。クリスチャンが選出されたのはこの甥が辞退したためである。Schulze, (2018), pp. 353-358 ; 鎌田 (2005), p. 38 ; Lockhart (1996), p. 126.
- 50) Lockhart (2014), pp. 65-66.
- 51) 百瀬ほか編 (1998), p. 134.
- 52) Petersen (1982), p. 279 ; Frost (2015), p. 391 ; 百瀬ほか編 (1998), pp. 65, 134, 143.
- 53) Lockhart (2014), p. 66. こうした国家観は聖ヴァーツラフ王冠領や他の東中欧諸国にも通じるといえる。市川 (2012) ; 薩摩 (2011) 参照。
- 54) Oakley (1992), p. 13 ; Lockhart (2014), p. 66 ; 百瀬ほか編 (1998), p. 142.
- 55) Lockhart (2014), pp. 67.
- 56) この賠償金によってデンマーク側は戦費も大幅に償却できた。Petersen (1982), p. 296 ; Lockhart (2014), pp. 66-67.
- 57) Petersen (1982), pp. 294-295 ; Lockhart (1995), p. 5 ; Lockhart (2014), pp. 67-68 ; 百瀬ほか編 (1998), pp. 142-144.
- 58) Lockhart (2014), p. 69 ; Parker (1997), p. 67.
- 59) Petersen (1982), pp. 277-280, 312-312 ; Lockhart (1995), p. 5.
- 60) バルト海とその周辺地域の地理については, Oakley (1992), pp. 5-6 ; 小澤 (2009), p. 18. エアソン海峡と通航税については, 谷澤 (2015), p. 55 ; 井上 (2015), pp. 333-335 ; 百瀬ほか編 (1998), pp. 6, 95 ; Lockhart (2014), p. 66.
- 61) 谷澤 (2015), p. 55 ; 高橋 (2013), p. 225.
- 62) この過程でリューベックは北海・バルト海貿易における重要性を著しく低下させた一方, ハンブルクやブレーメンは大洋に開けた北ドイツの海の玄関口として新たな成長局面に入っていた。谷澤 (2015), pp. 59-62 ; Lockhart (2014), p. 66.
- 63) Petersen (1982), pp. 294-296 ; Lockhart (2014), p. 66 ; Wilson (2010a), p. 387.
- 64) デンマークには貴族や農民徴募兵の軍もあったが, それらは防衛に特化しており, 王国参事会の許可なく動員できなかった。Petersen (1982), pp. 291-292, 310 ; Lockhart (1996), pp. 127-129.
- 65) 今井編 (1990), p. 167.
- 66) 今井編 (1990), pp. 170-171 ; Parker (1997), p. 68.
- 67) 今井編 (1990), p. 171 ; Wilson (2010a), p. 391 ; Schmidt (1995), pp. 36-37.
- 68) ハーグでの協議については, Wilson (2010a), pp. 390-391 ; Parker (1997), pp. 68-69 ; 今井編 (1990), p. 174. 協定文は Wilson (2010b), pp. 92-94.
- 69) Parker (1997), p. 69 ; Wilson (2010a), p. 391.
- 70) Burkhardt (2018), pp. 113-115 ; Schmidt (2018), p. 253.
- 71) Wilson (2010a), pp. 409-417 ; Schmidt (1995), pp. 39-40 ; Lockhart (2014), pp. 69-70.
- 72) Polišenský/Kollmann (1997), pp. 149-151 ; Lockhart (2014), p. 70.
- 73) 両ハプスブルク家の北洋艦隊計画については, Polišenský/Kollmann (1997), pp. 146-151 ; Parker (1997), p. 94 ; 高橋 (2013), p. 264 ; カービーほか (2011), pp. 174-175.
- 74) Polišenský/Kollmann (1997), pp. 146-152 ; 高橋 (2013), p. 263.
- 75) Polišenský/Kollmann (1997), pp. 149-150, 160-165 ; 高橋 (2013), pp. 234-236.

- 76) リューベック和議については, Wilson (2010b), pp. 97-99 ; Parker (1997), p. 71 ; 百瀬ほか編 (1998) p. 144.
- 77) Polišenský/Kollmann (1997), pp. 168-174 ; Lockhart (2014), p. 71.
- 78) Oakley (1992), p. 81 ; Lockhart (2014), pp. 72-73 ; Petersen (1982), pp. 303-307.
- 79) Petersen (1982), pp. 277, 295, 309 ; Lockhart (2014), p. 72.
- 80) Lockhart (2014), p. 72.
- 81) Lockhart (2014), pp. 72-73.
- 82) Petersen (1982), pp. 277-279.
- 83) 百瀬ほか編 (1998), pp. 153-154.
- 84) Lockhart (2014), p. 73 ; Frost (2015), p. 402.

参考文献

- 市川綾野 (2012) 「近世ボヘミアにおける独立の試みーボヘミア連合の成立背景と実態に関する一考察」『早稲田大学教育・総合化学学術院学術研究』(人文科学・社会科学編), 60, pp. 239-254.
- 井上光子 (2015) 「知られざる海洋帝国の姿ー近世デンマークの海峡支配と国際商業」 斯波照雄・玉木俊明編『北海・バルト海の商業世界』悠書館, pp. 327-359.
- 伊藤宏二 (2005) 『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国ードイツ帝国諸侯としてのスウェーデン』九州大学出版会.
- 今井宏編 (1990) 『イギリス史 2』(世界歴史大系) 山川出版社.
- 岩崎周一 (2017) 『ハプスブルク帝国』講談社現代新書.
- 入江幸二 (2005) 『スウェーデン絶対王政研究ー財政・軍事・バルト海帝国』知泉書館.
- 入江幸二 (2018) 「ドイツへの鍵ースウェーデン領ポメルンにみる「礫岩のような国家」の一樣相」『富山大学人文学部紀要』 68, pp. 45-58.
- ピーター・H・ウィルスン (山本文彦訳) (2005) 『神聖ローマ帝国 1495 - 1806』岩波書店.
- 小澤実 (2009) 「北洋のヨーロッパ」 同編『辺境のダイナミズム』(ヨーロッパの中世 3) 岩波書店, 15-111 頁.
- デヴィッド・カービー／メルヤ＝リーサ・ヒンカネン (玉木俊明訳) (2011) 『ヨーロッパの北の海ー北海・バルト海の歴史』刀水書房.
- 鎌田洋之 (2005) 「近世ドイツにおけるニーダーザクセン・クライスー帝国クライス史に関する基礎的研究」『西洋史論集』, 8, pp. 25-49.
- 川口博 (1995) 『身分制国家とネーデルランドの反乱』彩流社.
- 衣笠太朗 (2020) 『旧ドイツ領全史ー「国民史」において分断されてきた「境界地域」を読み解く』パブリブ.
- ハラルド・グスタフソン (古谷大輔訳) (2016) 「礫岩のような国家」 古谷・近藤編 (2016), pp. 79-114.
- 近藤和彦 (2013) 『イギリス 10 講』岩波書店.

- 桜田美津夫（1992）「ネーデルランドの反乱」野崎直治編『ヨーロッパの反乱と革命』山川出版社, pp. 137-155.
- 佐々木真・古谷大輔（2015）「近世史研究の現在と「礫岩のような国家」への眼差し」『西洋史学』第 257 号, pp. 58-68.
- 薩摩秀登（2011）「15 ～ 16 世紀チェコの貴族層と王権」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』創文社.
- 渋谷聡（2010）「近世ヨーロッパにおける戦争と国家形成：ヨーロッパ諸国家体系・宗派化・戦争」『西洋史学』238, pp. 51-61.
- 高橋理（2013）『ハンザ「同盟」の歴史—中世ヨーロッパの都市と商業』創元社.
- 谷澤毅（2015）「中世後期・近世のドイツの商業と北海・バルト海」斯波照雄・玉木俊明編『北海・バルト海の商業世界』悠書館, pp. 49-83.
- 成瀬治ほか編（1996）『ドイツ史 1』（世界歴史大系）山川出版社.
- ヨハネス・ブルクハルト（鈴木直志訳）（2009）「近世ヨーロッパにおける戦争と平和」『桐蔭法学』15, pp. 1-22.
- 古谷大輔（1996）「近世スウェーデン軍事国家の展開—グスタフ二世アドルフからカール 11 世期にかけての軍事経営の変遷」『北欧史研究』13, pp. 53-68.
- 古谷大輔・近藤和彦編（2016）『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社.
- 皆川卓（2009）「神聖ローマ帝国は連邦国家か」『創文』創文社, pp. 6-9.
- 村井誠人（2020）「デンマーク史のなかに「ホルスティーン」を位置づけると」『北欧史研究』, 37, pp. 15-28.
- 百瀬宏ほか編（1998）『北欧史』（新版世界各国史）山川出版社.
- 山本文彦（1995）『近世ドイツ国制史研究—皇帝・帝国クライス・諸侯』北海道大学図書刊行会.
- Bohn, Robert（2006）*Geschichte Schleswig-Holsteins*, C. H. Beck.
- Burkhardt, Johannes（1992）*Der Dreißigjährige Krieg*, Suhrkamp.
- Burkhardt, Johannes（2018）*Der Krieg der Kriege. Eine neue Geschichte des Dreißigjährigen Krieges*, Klett-Cotta.
- Burkhardt, Johannes（1994）„Der Dreißigjährige Krieg als frühmoderner Staatsbildungskrieg,“ *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 45, pp. 487-499.
- Frost, Robert（2015）“Monarchy in Northern and Eastern Europe”, Harmish Scott ed., *The Oxford Handbook of Early Modern European History, 1350-1750*, vol. II: Cultures & Power, Oxford University Press.
- Gittel, Udo（1996）*Die Aktivitäten des Niedersächsischen Reichskreises in den Sektoren “Friedenssicherung” und “Policey”*, Hahn.
- Köbler, Gerhard（2019）*Historisches Lexikon der deutschen Länder: Die deutschen Territorien vom Mittelalter bis zur Gegenwart*, C. H. Beck.
- Lockhart, Paul Douglas（1995）“Religion and Princely Liberties: Denmark's Intervention in the Thirty Years War, 1618-1625”, *The International History Review*, 17, pp. 1-22.
- Lockhart, Paul Douglas（1996）*Denmark in the Thirty Years' War, 1618-1648: King Christian IV and the decline of the Oldenburg State*, Susquehanna University Press.

- Lockhart, Paul Douglas (2014) "Denmark", Asbach, Olaf/Peter Schröder eds., *The Ashgate Research Companion to the Thirty Years' War*, Routledge London, pp. 65-75.
- Oakley, Stewart P. (1992) *War and peace in the Baltic, 1560-1790*, Routledge.
- Parker, Geoffrey ed. (1997) *The Thirty Years War*, Routledge 1984, 2. ed. 1997.
- Pánek, Jaroslav (1995) „Der böhmische Staat und das Reich in der Frühen Neuzeit“, Volker Press (ed.), *Alternativen zur Reichsverfassung in der Frühen Neuzeit?*, R. Oldenbourg Verlag, pp. 169-178.
- Petersen, Ladewig (1982) "Defense, war and finance: Christian IV and the Council of the Realm, 1596-1629", *Scandinavian Journal of History*, 7, pp. 277-313.
- Polišenský, Josef/Josef Kollmann (1997) *Wallenstein: Feldherr des Dreißigjährigen Krieges*, Böhlau.
- Schmidt, Georg (2003) *Der Dreißigjährige Krieg*, C. H. Beck 1995, 6. ed. 2003.
- Schmidt, Georg (2018) *Die Reiter der Apokalypse: Geschichte des Dreißigjährigen Krieges*, C. H. Beck.
- Schulze, Fabian (2018) *Die Reichskreise im Dreißigjährigen Krieg: Kriegsfinanzierung und Bündnispolitik im Heiligen Römischen Reich deutscher Nation*, De Gruyter.
- Wilson, Peter H. (2010a) *Europe's tragedy. A new history of the Thirty Years War*, (paperback edition) Penguin Books.
- Wilson, Peter H. (2010b) *The Thirty Years War: A sourcebook*, Palgrave Macmillan.
- Wilson, Peter H. (2016) *Heart of Europe: A History of the Holy Roman Empire*, Harvard University Press.
- Ziegler, Walter (1995) „Braunschweig-Lüneburg, Hildesheim“, Anton Schindling/Walter Ziegler eds., *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung: Land und Konfession 1500-1650, vol. 3: Der Nordwesten*, Aschendorff, pp. 8-43.

【付記】 本稿は JSPS 科研費 17K13560、19H00547、20H01340 の助成を受けた研究成果の一部である。

